

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です！

共生社会は魅力ある職場環境から

外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしましょう！

- 密入国した人や在留期限の切れた人が働いていませんか？
- 短期滞在等、働くことができない在留資格の人が働いていませんか？
- 在留資格で働くことが認められている仕事以外の仕事で働いている人はいませんか？
- 国籍によって、賃金や労働時間等の労働条件で差別的取扱いをしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？



「外国人雇用はルールを守って適正に」について、
ホームページ、YouTubeにて動画を公開中！



静岡労働局
外国人雇用対策



静岡県警察
動画チャンネル

※詳しくは、警察署、静岡県警察本部、労働基準監督署、
ハローワーク（公共職業安定所）、静岡労働局までお問い合わせください。